

令和7年4月1日

株式会社繁富工務店

従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」

当初の行動計画期間満了に際して、引き続き次の行動計画を策定することにより従業員の仕事と子育てを両立することが出来、従業員全員が働き易い環境を創出し、全ての従業員がその能力を十分発揮出来る様にする。

【計画期間】 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

【内 容】

目 標 1 有給休暇平均取得率50%以上

目 標 2 子どもを養育する社員の看護休暇平均取得率35%以上

〈 対 策 〉

○就業規則・育児休業等規程の該当条項を従業員に周知

○看護休暇については、時間単位取得可能であることの周知

○これらの休暇取得に係る業務調整を図るよう各所属長に確認